

「自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期複利型）規定」変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。</p> <p>2. 〵 (省 略)</p> <p>3.</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) (1) 〵 (省 略) (3) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5) (省 略)</p> <p>5. 〵 (省 略)</p> <p>15. 以上 <u>(令和6年4月1日現在)</u></p>	<p>1. (貯金の支払時期) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。 なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払いできます。</p> <p>2. 〵 (同 左)</p> <p>3.</p> <p>4. (貯金の解約、書替継続) (1) 〵 (同 左) (3) (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 (5) (同 左)</p> <p>5. 〵 (同 左)</p> <p>15. 以上 <u>(令和4年4月1日現在)</u></p>